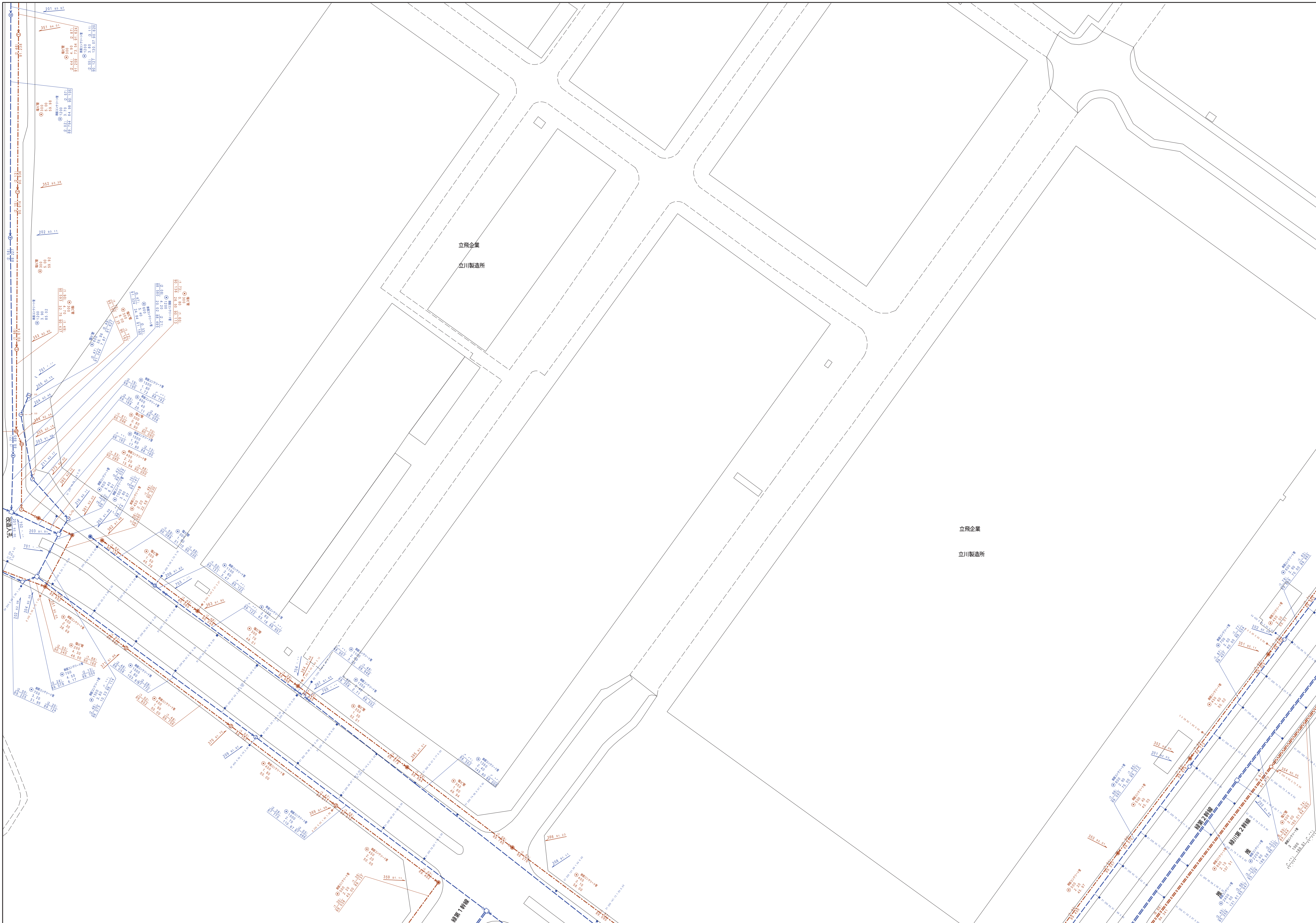


立 川 市 公 共 下 水 道 台 帳 図

3 0 4 3 - 3

3 0 4 2-2	3 0 4 3-1	3 0 4 3-2
3 0 4 2-4	3 0 4 3-3	3 0 4 3-4
3 1 4 2-2	3 1 4 3-1	3 1 4 3-2



縮尺 1 / 750

3 0 4 3 - 3



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)5都市基交審第1号

	凡 例	名 称	
マン ホ ー ル （人 孔）	●	標準 1号マンホール（内径90×cm）	
	○	標準 2号マンホール（内径120×cm）	
	◎	標準 3号マンホール（内径150×cm）	
	①	標準 4号マンホール（内径180×cm）	
	[H]	標準 5号マンホール（内径210×120×cm）	
	[H]	標準 6号マンホール（内径260×120×cm）	
		標準 7号マンホール（内径300×120×cm）	
	⑧	植立 1号マンホール（内径75×cm）	
	①	植立 1号マンホール（内径90×cm）	
	②	植立 2号マンホール（内径120×cm）	
	③	植立 3号マンホール（内径150×cm）	
	④	植立 4号マンホール（内径180×cm）	
	[K]	植立 方形マンホール（内径90×60×cm）	
	[H]	特殊 方形マンホール（内径90×60×cm）	
	[H]	特殊 12号マンホール（内径120×120×cm）	
	[H]	特殊 14号マンホール（内径150×120×cm）	
	[H]	特殊 14号マンホール（内径180×120×cm）	
	○	小型マンホール（内径30×cm）	
	□	特殊 特殊マンホール	
	変位点又は合点	□	特殊 分叉マンホール
T		特殊 円形特殊人孔	
T		特殊 矩形特殊人孔	
(O)		特殊 特殊マンホール（釈使用）	
(O)		機口 機口型マンホール（内径120×90×cm）	
(△)		機口 機口型マンホール（内径90×60×cm）	
[H]		伏線マンホール（上流）	
□		伏線マンホール（中流）	
[H]		伏線マンホール（下流）	
[H]		伏線分叉マンホール（上流）	
[H]		伏線分叉マンホール（下流）	
[H]		伏線結節部付マンホール（上流）	
[H]		伏線結節部付マンホール（下流）	
☆		ダミー人孔	
▽		取入口、社口、局外取入部等	
—	如導溝、ホップ所への流入部または流出部		
	私設入水人蓋又は道路管理者区区分		
△	空弁井		
X	製氷井		
□	源池		
○	点検口（清掃口含む）		
	注) マンホール、変位点及び合点の色は 管渠と一致である。		
管	→	合流幹線	
	- - - →	汚水幹線	
	- - - →	雨水幹線	
	- - - →	雨水幹線（L U型）	
	- - - →	雨水吐管（枝線）	
	- - - →	合流幹線	
	- - - →	合流幹線（市町村）	
	- - - →	汚水幹線	
	- - - →	汚水幹線（市町村）	
	- - - →	雨水幹線	
	- - - →	雨水幹線（市町村）	
	- - - →	清流排水	
	- - - →	雨水吐管（幹線）	
	- - - →	雨水吐管（ポンプ所からの放流水）	
	渠	- - - →	汚水圧送管幹線
- - - →		汚水圧送管幹線（市町村）	
- - - →		雨水圧送管幹線	
- - - →		雨水圧送管幹線（市町村）	
- - - →		雨水圧送管幹線（市町村）	
- - - →		雨水圧送管幹線（市町村）	
- - - →		再生水管（中水道）	
- - - →		光ファイバーケーブル連絡管	
- - - →		不明・その他	
- - - →		仮取入れ管	
- - - →		雨水管	
- - - →		汚水支線（枝線）	
- - - →		雨水支線（枝線）	
- - - →		汚水支線（幹線）	
- - - →		雨水支線（幹線）	
樹 及 び 取 付 管	□	矩形汚水樹	
	■	矩形雨水樹	
	□	円形汚水樹	
	●	円形雨水樹	
	□	取付管（色は樹と同色である）	
	●	円形	
	●	円形複線（矩形）	
	●	円形複線（円形）	
	●	高てい	
	●	鋭型	
	L U	L u型（U型渠）	
	●	青削り（矩形）	
	K	壊断面	
	K	共通溝	
	☆	観覧	
管 渠 断 面	☆	その他	
	☆	台形	
	●	円形複線（矩形）	
	●	円形複線（円形）	
	●	矩形複線（矩形）	
	●	矩形複線（円形）	
	●	共通溝（矩形）	
	●	共通溝（円形）	
	○	横二重管	
	○	インバート築造	
	行政 境	- - - - -	郡県境
		- - - - -	市区境
		- - - - -	町界、丁目界
		- - - - -	処理区域
		- - - - -	処理地名
その他	- - - - -	処理地名	
	- - - - -	排水区域	
	→ ●	部分記号（色は管渠、人孔と同色である）	
	→ ●	断面記号（色は管渠、人孔と同じである）	
	●	特定事業場	